第一条の二第三項の表第二十七条の四第十二項、第二十七条の六第一項及び第二十八条の九第十三項の項中「第二十七条の四第十二項、第二十七条の六第一項及び」を削り、同項の前に次のように加える。

第二十七条の六第一項第三号	該当しない	該当せず、又は法人税法第四条の三に規定する受託法人に該当する

第一条の二第三項の表第三十九条の三十九第十一項、第三十九条の四十一第一項及び第三十九条の五十六第三項の項から第三十九条の九十五第一項の項までを削る。

第三条の二第四項及び第三条の二の二第十六項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。

第四条の六の二第二十二項の表第百四十八条第二項の項中「第百四十八条第二項」を「第百四十九条第二項」に改め、同表第百四十八条第二項第一号の項中「第百四十八条第三項の表第二項の項及び第百四十八条第三項の表第三項の項の項中「第百四十八条第三項の表」を「第百四十九条第三項の表」に、「第百四十八条第二項第一号」を「第百四十九条第二項第一号」に改め、同表第百五十五条の十八の二の項から第百五十五条の四十五の二第一項及び第百五十五条の四十五の二第一項から第三項まで及び第四条第三項の項中「第百四十八条第二項第一号」を「第百四十九条第二項第一号」に改め、「及び第三項並びに同令第四条第三項第一号」を削る。

第四条の九第一項第一号中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改め、同条第九項の表第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項の項中「第百四十八条第二項」を「第百四十九条第二項」に改め、同表第百四十八条第二項第一号の項中「第百四十八条第三項の表第二項の項及び第百四十八条第三項の表第三項の項の項中「第百四十八条第三項」を「第百四十九条第三項」に、「第百四十八条第二項第一号」を「第百四十九条第二項第一号」に改め、同表第百五十五条の十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第百五十五条の三十六第二項の項から第百五十五条の四十五の二第一項及び第百五十五条の四十五の二第一項から第三項まで及び第四条第三項第一号」を「第四条第一項及び第二項」に改める。

第四条の十第五項の表第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項の項中「第百四十八条第二項」を「第百四十九条第二項」に改め、同表第百四十八条第二項第一号の項中「第百四十八条第三項」を「第百四十九条第三項」に、「第百四十八条第三項の表第三項の項の項中「第百四十八条第三項」を「第百四十九条第三項」に改め、同表第百五十五条の十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第百五十五条の三十六第二項の項から第百五十五条の四十五の二第一項及び第百五十五条の四十五の二第一項から第三項まで及び第四条第三項第一号」を「第四条第一項及び第二項」に改める。

第四条の十一第五項の表第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項の項中「第百四十八条第二項」を「第百四十九条第二項」に改め、同表第百四十八条第二項第一号の項中「第百四十八条第二項第一号」を「第百四十九条第二項第一号」に改め、同表第百四十八条第三項の表第二項の項の項及び第百四十八条第三項の表第三項の項の項中「第百四十八条第三項」を「第百四十九条第三項」に、「第百四十八条第二項第一号」を「第百四十九条第二項第一号」に改め、同表第百五十五条の十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第百五十五条の三十六第二項の項から第百五十五条の四十五の二第一項及び第百五十五条の四十五の二第一項から第三項まで及び第四条第三項第一号」を「第四条第一項及び第二項」に改める。

第五条第五項の表第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項の項中「第百四十八条第二項」を「第百四十九条第二項」に改め、同表第百四十八条第二項第一号の項中「第百四十八条第三項」を「第百四十九条第三項」に、「第百四十八条第三項の表第二項の項及び第百四十八条第三項の表第三項の項の項中「第百四十八条第三項」を「第百四十九条第三項」に、「第百四十八条第二項第一号」を「第百四十九条第二項第一号」に改め、同表第百五十五条の十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第百五十五条の三十六第二項の項から第百五十五条の四十五の二第一項及び第百五十五条の四十五の二第一項から第三項まで及び第四条第三項第一号」を「第四条第一項及び第二項」に改める。

第五条の三第十項第三号イ中「連結親法人」を「通算親法人」に、「当該法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人」を「他の通算法人（同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）」に改め、同項第八号中「、法第四十二条の四第八項第七号」を「及び法第四十二条の四第十九項第七号」に、「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、「及び法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの」を削り、「、法人税法」を「、同法」に改める。

第五条の六第二項中「おいて当該」を「おいて同項の個人の当該」に改め、「各年が」の下に「同項の個人の」を加え、同条第四項中「は、」の下に「同号イの個人が受けた計画の認定に係る」を加え、同条第六項中「は、」の下に「同号ロの個人が受けた計画の認定に係る」を加え、同条第十四項中「各年が」の下に「当該個人の」を加える。

第二十五条の十四第九項及び第二十五条の十四の二第四項中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

第二十五条の十七第三項第一号中「若しくは第六十八条の七十第二項」、「若しくは第六十八条の七十二第七項から第九項まで」、「若しくは第六十八条の七十第一項」及び「若しくは第六十八条の七十二第一項」を削り、同条第九項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。

第二十五条の十九第一項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。

第二十五条の十九の三第二十一項第一号中「第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある他の連結法人（同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）」を「第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人が通算法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この号及び第三号において同じ。）である場合における他の通算法人」に改め、同項第二号中「、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改め、同項第三号中「第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人（当該連結法人が法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人である場合には、当該連結法人に係る同条第十二号の六の七」を「第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人が通算法人である場合における当該内国法人に係る法人税法第二条第十二号の六の七」に、「連結親法人」を「通算親法人」に、「、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改め、同項第四号中「、法第六十六条の六第一項各号又は法第六十八条の九十第一項各号」を「又は法第六十六条の六第一項各号」に改め、同項第五号中「、法第六十六条の六第一項各号若しくは法第六十八条の九十第一項各号」を「若しくは法第六十六条の六第一項各号」に、「、第三十九条の十四第三項又は第三十九条の百十四第三項第一号」を「又は第三十九条の十四第三項第一号」に、「、第三十九条の百十四第三項第一号」を「若しくは第三十九条の十四第三項第一号」に、「、第三十九条の十四第三項第二号若しくは第三十九条の百十四第三項第二号」を「若しくは第三十九条の十四第三項第二号」に改め、同項第六号中「、法第六十六条の六第一項各号及び法第六十八条の九十第一項各号」を「及び法第六十六条の六第一項各号」に改め、同号ロ中「、法第六十六条の六第一項各号又は法第六十八条の九十第一項各号」を「又は法第六十六条の六第一項各号」に改め、同条第二十二項第一号中「、第六十六条の六第一項各号及び第六十六条の六の六第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改める。

第二十五条の二十第二項中「又は第六十八条の八十八第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第四項第一号ロ中「又は第六十八条の八十八第一項」を削り、同条第五項第一号中「又は第六十八条の九十第二項第二号」を削り、「法第六十六条の六第二項第三号又は第六十八条の九十第二項第三号」を「同項第三号」に改め、「及び法第六十八条の九十第五項各号に掲げる外国関係会社の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度」を削る。